

「出資法」及び「貸金業規制法」の改正を求める意見書

個人の破産申立件数は、年間約20万件の高水準で推移している。破産者の中心はリストラや倒産による失業や収入減のため消費者金融等で多額の債務を負い、返済不能に陥った多重債務者や中小零細事業者であり、ホームレスや家庭崩壊、自殺、犯罪など、深刻な社会問題を引き起こしている。

現在、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」という。）では上限金利を29.2%としていることから、利息制限法の制限金利15～20%を上回り、出資法の刑事罰の対象とならない29.2%までのいわゆる「グレーゾーン金利」で多くの貸金業者が貸付けを行っており、破産者や多重債務者を生み出す最も大きな要因となっている。

また、「貸金業の規制等に関する法律」（以下「貸金業規制法」という。）のみなし弁済規定は、一定の要件を満たした場合には利息制限法の制限金利を超える利息の支払いについても債務の弁済とみなすものであるが、実態として高金利での貸付けを助長している。

さらに、出資法の特例規定により年54.75%という高金利を適用することが許されている日賦貸金業者（日掛け金融）については、悪質な貸付け・取立ての温床となり、その被害が発生している。また、同様の特例が認められている電話担保金融についても、実質的には電話加入権の財産的価値が失われており、もはや特例を認める必要性はなくなっている。

よって、国会及び政府においては、国民生活における不安を解消し、その安定を図るため、下記のとおり出資法等を改正するよう強く要望する。

記

- 1 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を廃止すること。
- 3 出資法附則における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）6月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
財務大臣

（提出者）全議員